

## スマート農業推進事業費補助金【主な改正内容】

### 1 要綱本文

#### ○第2条

別表第1の「事業区分」欄の2の事業について、(国)スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業の交付等要綱及び実施要領に基づく文言に修正

#### ○第3条

別表第1の「事業区分」欄の1の事業について、交付額は1,000円未満切り捨ての文言を追加

#### ○第10条第5項

別表第1の「事業区分」欄の2の事業について、成果目標の達成度の報告を毎年度求める文言に修正

#### ○第14条(補助金調書)を削除

### 2 別表第1

#### (1) 別表第1の「事業区分」欄の1の事業

○事業実施主体に農業支援サービス事業体を追加

○(1)防除用ドローン導入支援の面積要件を、「導入翌年度から3年後以降のドローンによる防除面積10ha以上となること」に緩和

○(2)自律式・リモコン式草刈機の補助限度額を上限150万円に見直し

○補助対象に「(3)その他スマート農業機械(自動抑草ロボット及び水田用水位センサー)」を追加

○「事業実施主体が、市町村の策定する地域計画に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれること」を要件に追加

#### (2) 別表第1の「事業区分」欄の2の事業

○(国)スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業の交付等要綱及び実施要領に基づき、補助対象経費、事業要件、補助率(補助対象経費)を修正

### 3 様式

本文の改正にあわせて、様式の修正